

新型コロナウイルス陽性者の療養期間（出席停止期間）

【原則】

(1) 症状がある場合

・発症日を0日として翌日から7日間です。(感染リスク残存の可能性から、8日目から10日目についても、保護者の意向があれば出席停止として差し支えありません。)

(例) 発症日が9月1日の場合、療養期間は9月8日までで、9月9日から登校再開可能です。

・ただし、症状が継続した場合は症状が軽快して24時間は療養が必要です。

(例) 9月1日に発症し、9月7日以降も咳が改善せず、9月9日に軽快した場合、療養期間は9月10日までで、9月11日から登校再開可能です。

(2) 症状がない場合

・検体採取日を0日として翌日から7日間です。

(例) 9月1日に受診して検体採取し、翌日9月2日にPCR検査の結果が陽性だった場合、療養期間は9月8日までで、9月9日から登校再開可能です。

・ただし、検体採取日の5日後に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、6日後から登校再開可能です。

(例) 9月1日に受診して検体採取し陽性だったが、9月6日に検査キットで検査し陰性だった場合、療養期間は9月6日までで、9月7日から登校再開可能です。

陽性者	0日目	1日目 ~4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
有症状	発症日	→ 症状軽快			登校再開可能			
		自宅療養（出席停止）				→ 症状軽快 (24時間)		登校再開可能
無症状	検体採取日	自宅療養（出席停止）				登校再開可能		
		検査陰性		登校再開可能				
		自宅療養 (出席停止)						